

証券コード 4771
2022年6月6日

株 主 各 位

大阪府吹田市江坂町1丁目23番38号

株式会社エフアンドエム

代表取締役社長 森 中 一 郎

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月28日（火曜日）午後2時 |
| 2. 場 所 | 大阪府吹田市江坂町1丁目23番38号
F & Mビル7階 大阪本社セミナールーム |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第32期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。
(アドレス <https://www.fmltd.co.jp/>)
 - ◎当日は、「COOL BIZ（クールビズ）」にてご対応いたします。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイト内においてお知らせいたします。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 当社グループの現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴う緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置が断続的に実施されるなど、経済活動は制限されたものの、ワクチン接種が進んだことに伴い、徐々に経済活動の正常化に向けた動きがみられました。

しかしながら、国際的な半導体不足やロシアのウクライナ侵攻に起因する資源価格の高騰、サプライチェーンの混乱など、今後も依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

このような経済状況のもと、当社グループは引き続きテレワークや時差通勤、オンラインでの商談や顧客フォローなどを積極的に推進することで、従業員及び顧客等の安全確保を優先するとともに、主要事業の会員数の増加およびサービス内容の拡充と業務の効率化に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高108億75百万円（前連結会計年度比33.2%増）、営業利益22億43百万円（同84.0%増）、経常利益22億56百万円（同82.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益15億48百万円（同83.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

詳細は、「連結注記表 3. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりであります。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(i) アカウンティングサービス事業

アカウンティングサービス事業は、生命保険営業職員を中心とする個

人事業主及び小規模企業に対する経理代行を中心とした会計サービスになります。同事業では、訪問を伴う営業活動は引き続き一部制限を受けておりますが、許容された地域において積極的な営業活動を行うと共に、各生命保険会社が新入社員向けに随時行っている研修への参加などで営業機会を得ました。その結果、当連結会計年度末（2022年3月31日）の会計サービス会員数は77,509名（前連結会計年度末比4,225名増）となりました。

この結果、アカウンティングサービス事業における当連結会計年度の売上高は36億63百万円（前連結会計年度比6.3%増）、営業利益は11億13百万円（同9.6%減）となりました。

（ii）コンサルティング事業

コンサルティング事業は、中堅中小企業の総務経理部門に対して各種情報を提供する「エフアンドエムクラブ」、ISO及びプライバシーマークの認証取得支援、「ものづくり補助金」や「事業再構築補助金」をはじめとした補助金受給申請支援等になります。

「エフアンドエムクラブ」については、2022年3月末時点で192行庫の地域金融機関と連携契約しております。これを更に推し進めると共に、コロナ融資制度の返済据え置き期間の終了に伴い返済負担が増加する企業や、事業の見直しや新たな事業展開のため、事業計画の作成や補助金活用を検討する経営者に対して、財務面の情報提供や支援に重きを置いた提案を行うことで営業機会の増強に努めました。会員企業向けには、引き続きサービスのオンライン化を進めることで活用の利便性を高め、定期的また自発的に利用できるサービス提供体制の整備を進めました。その結果、当連結会計年度末（2022年3月31日）のエフアンドエムクラブ会員数は7,598社（前連結会計年度末比852社増）となりました。

ISO及びプライバシーマークの認証取得支援については、食品事業者全般にわたって義務化が進められているHACCPに加え、主に自動車部品メーカーでのISO9001の需要への対応に注力しました。

「ものづくり補助金」や「事業再構築補助金」をはじめとした補助金受給申請支援については、令和元年度補正予算・令和2年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」として、当連結会計年度では6次、7次、8次、9次締切の申請支援を行いました。その結果、9次締切分までに採択されたのは268件となりました。また、

「事業再構築補助金」については5次締切までの申請支援を行いました。その結果、4次締切で採択された141件を合わせ、4次締切までに採択されたのは389件となりました。なお、5次締切の採択結果は発表を待っている状態です。

補助金名	締切	採択数
ものづくり補助金	6次	75件
	7次	50件
	8次	83件
	9次	60件
事業再構築補助金	1次	33件
	2次	110件
	3次	105件
	4次	141件
	5次	※

※ 採択結果は発表を待っている状態です。

この結果、コンサルティング事業における当連結会計年度の売上高は48億23百万円（前連結会計年度比62.3%増）、営業利益は20億58百万円（同95.3%増）となりました。

(iii) ビジネスソリューション事業

ビジネスソリューション事業は、土業向けコンサルティング、及び企業・土業向けITソリューションの提供等になります。

土業向けコンサルティングは、認定支援機関である税理士・公認会計士事務所の対応力向上を支援する「経営革新等支援機関推進協議会」等となります。

「経営革新等支援機関推進協議会」では、コロナ禍によって強まった中小企業からの優遇税制・財務支援要請への対応ノウハウを必要とする税理士・公認会計士からの継続的なニーズが、営業機会の確保につながりました。会員事務所向けには、会員専用サイトをリニューアルしてコンテンツを拡充させると共に、表彰制度などを取り入れることにより積極的な活用を促進しました。その結果、当連結会計年度末（2022年3月31日）の「経営革新等支援機関推進協議会」の会員数は1,548件（前連

結会計年度末比359件増）となりました。

企業・士業向けITソリューションの提供としては、人事労務クラウドソフト「オフィスステーション」シリーズの販売となります。「オフィスステーション」シリーズは、社会保険労務士や税理士向けの「オフィスステーション Pro」、マイナンバー管理ができる「オフィスステーション マイナンバー」、各種労務関連手続きを電子申請できる「オフィスステーション 労務」、同プロダクトの機能を一部制限し無料で提供している「オフィスステーション 労務ライト」、ペーパーレスで年末調整が完了する「オフィスステーション 年末調整」、各種情報端末からいつでも給与明細を閲覧できる「オフィスステーション 給与明細」、有休の付与・取得・残日数管理を行える「オフィスステーション 有休管理」で構成されています。

コロナ禍によりテレワークが急速に浸透したものの、これまで対面でのやりとりが中心となっていたことから、日本企業は欧米企業と比較して未だにペーパーレス化が進みにくい状況ではあります。しかしながら、テレワークの浸透に加え、2022年1月に行われた電子帳簿保存法の改正など政府が進めるデジタル化構想により、ペーパーレス化を推進することで本来注力すべき業務に取り組める環境を整備したいとする企業は増加傾向にあります。それを実現させる一つ的手段として、「オフィスステーション 労務」は入退社手続きを始めとした労務手続きに関する従業員とのコミュニケーションや、社内のワークフローが全て完結できる点、「オフィスステーション 年末調整」や「オフィスステーション 給与明細」は従業員と企業担当者の双方が享受できるメリットが見えやすい点において、HR領域のペーパーレス化に取り組みやすいプロダクトとなります。また、アラカルト型であることから、企業が利用中のシステム機能と重複せず効率的な運用ができ、またバックオフィスのIT化をスモールスタートで始めたいとする企業のニーズにも対応することができます。こうした背景もあり、最新のデロイト トーマツ ミック経済研究所株式会社による『HRTechクラウド市場の実態と展望 2021年度版』では、労務管理クラウド出荷社数で2年連続シェアナンバーワンとなりました。その結果、当連結会計年度末（2022年3月31日）の「オフィスステーション」シリーズの利用は、企業が19,381社（前連結会計年度末比6,081社増）、士業が2,168件（同374件増）となりました。

この結果、ビジネスソリューション事業における当連結会計年度の売上高は20億32百万円（前連結会計年度比40.1%増）、営業損失は12百万円（前連結会計年度は3億38百万円の営業損失）となりました。

(iv) 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業は、当社が所有するオフィスビルの賃貸収入で安定した収益を計上しております。当連結会計年度の売上高は1億10百万円（前連結会計年度比0.0%増）、営業利益は34百万円（同4.4%増）となりました。

(v) その他事業

その他事業は、連結子会社エフアンドエムネット株式会社のシステム開発事業、パソコン教室の本部運営及びFC指導事業等になります。

エフアンドエムネットでは、「オフィスステーション」シリーズを中心としたエフアンドエムが販売する商品などのグループ内向け開発が大部分を占めました。

パソコン教室の本部運営においては、業績不振が続いていた直営店を6月に1店舗閉鎖し、採算店舗での収益力向上に努めました。

この結果、その他事業における当連結会計年度の売上高は2億45百万円（前連結会計年度比32.8%増）、営業利益は22百万円（同79.9%減）となりました。

事業区分別営業収入の状況

事業区分	金額（千円）	構成比(%)	前期比(%)
アカウントティングサービス事業	3,663,907	33.7	6.3
コンサルティング事業	4,823,138	44.4	62.3
ビジネスソリューション事業	2,032,567	18.7	40.1
不動産賃貸事業	110,101	1.0	0.0
事業区分計	10,629,715	97.8	33.2
その他事業（注）2	245,361	2.2	32.8
合計	10,875,076	100.0	33.2

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「その他事業」の区分は、連結子会社エフアンドエムネット株式会社のシステム開発事業、パソコン教室の本部運営及びFC指導事業等を含んでおります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,531,940千円で、その主なものは次のとおりであります。

事業の名称	投資内容	金額(千円)
アカウントティングサービス事業	業務システム等開発	128,777
ビジネスソリューション事業	販売用システム等開発	1,148,324
全社	各種サーバー導入・入替	41,698
	什器備品入替	38,468

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中は、資金調達を行っておりません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第29期 (2019年3月期)	第30期 (2020年3月期)	第31期 (2021年3月期)	第32期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	7,119,517	7,563,063	8,164,721	10,875,076
経常利益(千円)	1,419,978	966,942	1,237,291	2,256,755
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,010,913	664,179	843,426	1,548,227
1株当たり当期純利益(円)	70.14	46.02	58.33	106.23
総資産(千円)	8,919,526	8,927,867	9,743,855	12,052,147
純資産(千円)	7,202,299	7,492,983	7,980,391	9,140,015
1株当たり純資産額(円)	497.18	517.04	549.13	626.34

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 な 事 業 内 容
エフアンドエムネット株式会社	58,000千円	100.0%	システム開発・インターネット コンテンツ企画

(注) 前連結会計年度において重要な子会社でありました一般社団法人マイナンバー推進協議会は清算したため、重要な子会社から除いております。

(4) 対処すべき課題

国内景気は新型コロナウイルス感染症の再拡大により停滞感が続いたものの、ワクチン接種が進んだことに伴い、社会経済活動の正常化に向けた持ち直しとして、生産や設備投資等に回復の動きが見られるようになりました。波状的に出現する変異型ウイルスへの対抗策を講じながらの事業活動ではあるものの、ニューノーマルに適応して事業を継続・発展させるために、自動化、非対面、非接触等を実現するためのIT投資への関心はますます高まっており、バックオフィスにおいても労働生産性向上を目的とした各種ソリューションへの期待は強まっていると認識しております。このような状況のもと、当社グループといたしましては、引き続きあらゆる面でコスト競争力を追求し改善を継続的に進めると共に、時流を捉え多様なニーズに応える事業展開をしてまいります。

コロナ禍がもたらした行動変容の筆頭にIT化の推進が挙げられますが、日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁が発足し、2021年12月には「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。政府がコロナ禍で打撃を受けた企業や個人に対して講じている様々な支援策や、社会保険手続き等の行政手続きにかかるコスト削減の取り組みにもデジタルファーストの原則が適用されており、利便性を享受するためにはテクノロジーの活用が必須となります。税分野においては2023年10月に「インボイス制度」の導入が控えていますが、これに対応するためには請求書や領収書のデジタル化、キャッシュレス対応、税や社会保険手続きの電子化を促進させていく必要があります。免税事業者が制度開始と同時に適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、2023年3月31日までに登録申請書を税務署に提出しておく必要があります、その期限まで一年を切りました。当社グループでは小規模事業者や個人事業主をはじめ様々な業界・業種の相談先として機能できるよう準備を進めております。

社会保険手続きの電子化については、2022年10月から社会保険の適用範囲が拡大され従業員数101人以上の企業が対象となり、さらに2024年10月からは51人以上の企業と段階的に適用が予定されています。また短時間労働者の要件が見直されることから対象者は確実に増加することになります。それに伴い増大する申請業務に企業や社会保険労務士が対応を迫られることはマーケットの広がりと捉えており、今後ますます大きなチャンスを迎えることになるものと考えております。

昨今、あらゆる企業がデジタル社会に最適化するために、生産性向上に向けた取り組みをより一層推進しており、バックオフィス業務の外部委託やITの活用促進の動きが強まってきております。この流れは当社グループにとってはマーケットの拡大であり、全事業の成長速度を加速させる機会と捉えております。今後も各事業間のシナジーを高め、更なるワンストップ・サービスの構築を図ってまいります。

① 更なるシナジーを生む事業体制の強化

当社グループはバックオフィスの業務改善により、事業経営の持続的な成長を支援することを使命として事業活動を展開しておりますが、バックオフィス全般のコンサルティングサービスを提供できる点、全国の地域金融機関をパートナーとしている点、税理士・公認会計士及び社会保険労務士の会員ネットワークを持つ点は、ほかにはない当社の強みであると認識しております。長期化するコロナ禍において、国内需要は持ち直してきつつあるものの景況感は業界によって温度差があり、企業経営は難しい舵取りを強いられております。中でも中小企業は従来から抱える人手不足や労働生産性の向上などの課題に加え、コロナ禍による行動変容により生じた顧客ニーズの変化やサプライチェーンの見直し、デジタル化への取り組みなど新たな課題への対応が求められています。中小企業の経営支援を行う上で金融機関や税理士・公認会計士は非常に重要な役割を担っており、継続的な伴走型の支援が必要とされております。特にコロナ融資制度の返済据え置き期間の終了に伴い返済負担が増加する企業や、事業の見直しや新たな事業展開のため、事業計画の作成や補助金活用を検討する経営者に対して機動的に支援できる体制の強化が必要であると認識しております。多様なチャネルによるアプローチを駆使し一貫性が高いサービスを提供することで、あらゆる事業者の活性化に貢献してまいります。

② 業務効率化による利益率向上への取り組み

利益率向上のための取り組みとして、業務効率化は不可欠であると認識しております。その実現に向けて、業務処理工程の見直し、高度な判断を必要としない比較的単純な情報処理、顧客からの問い合わせ等に対する一次対応、顧客属性に合わせた情報発信などへのITの積極活用を継続してまいります。属人的なサービス提供は品質に均一性を欠くのに加え、量的・質的限界を迎えやすくマーケットの拡大や顧客ニーズの多様化への対応に時間を要することになります。全社的に属人的なスキルやノウハウに頼らないサービスオペレーションを構築することにより、より多くの顧客に効率的にアプローチできる体制を整備してまいります。同時に、求められているのは画一的ではなくパーソナライズされたサービスであると認識しており、顧客のエンゲージメントを高めていくため、蓄積データの活用や顧客とのタッチポイントを戦略的に組み合わせて顧客満足の向上につとめてまいります。

③ 導入ハードルを下げた付加価値の高いサービスの開発

「オフィスステーション」シリーズは、2020年4月1日からの大企業（資本金または出資金額が1億円を超える法人）を対象とした社会保険手続きの電子申請義務化、健康保険組合に対する手続きなど電子化の対象範囲の拡大、コロナ禍により加速したHR領域でのIT化などに対応すべく、機能開発ならびにシリーズ展開を行ってまいりました。管理部門では多様な情報管理を行うことに加え、昨今HR領域では市場に実に多くのHRツールが出現したことにより、複数のソフトウェアを導入することによる情報連携の複雑化、既存ツールとの機能重複などの事象が発生しております。そのような現状を踏まえ、当社グループでは導入を検討する企業が自社にとって必要な機能ごとに導入いただけるよう、アラカルト方式の販売を行っております。それを前提として開発の優先順位を検討すると共に、顧客生涯価値（LTV）の最大化を企図した機能改善の開発ならびにカスタマーサクセスの強化に取り組んでまいります。

④ 優秀な人材の確保と育成

当社グループの今後の更なる成長を実現するためには、優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。当社グループの唯一最大の財産は「人」であるため、採用後は「他社で3年で学ぶことを1年でマスターする」の教育方針に基づき、営業力・人間性の両面から3倍速の成長を支援しております。各人が能力を開発することが提供サービスの品質向上を加速させ、経営成績向上の重要な原動力となります。テレワークの推進、育児等と仕事が両立しやすい環境の整備、成果を正当に評価する仕組みの構築を進めるなどして、全社員の能力が最大限発揮できる環境づくりを行うことで、組織体制の強化に取り組んでまいります。合わせて当社の経営理念に共感し、高い意欲を持った人材を採用するために積極的な新卒・キャリア採用活動を行い、早期に戦力化するための育成体制を強化することで、持続的な成長を支える重要資本である人材に対する中長期的な投資を継続してまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

持続的な成長と企業価値向上のためには、コーポレート・ガバナンスが適切に機能することが不可欠であると認識しております。当社グループが事業活動を行う上では、顧客の個人情報や過去に当社グループと取引のあった企業を含む会員企業の各種機密情報等を扱うことが多くあります。外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入や、従業員等の過誤によりこれらの情報が漏洩した場合、当社グループの著しい社会的信用低下を招き、その結果、経営成績や財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。これらのリスクを回避するため、業務フローの厳格な運用、継続的かつ定期的な情報管理及びインサイダー取引に関する社内教育の実施、保管データへのアクセス制限などのシステム運用整備、データを取り扱う外部委託先に対する秘密保持契約の取り交わしを行っております。今後も事業規模の拡大に対応した内部管理体制の整備を進め、より適正かつ効率的な経営を遂行し、事業基盤の強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、主に次の事業を行っております。

1. アカウンティングサービス事業
 - ・ 個人事業主及び小規模企業に対する経理代行を中心とした会計サービス
2. コンサルティング事業
 - ・ 中堅中小企業の総務経理部門に対する各種情報提供サービス
 - ・ ISO及びプライバシーマークの認証取得支援
 - ・ 「ものづくり補助金」等の補助金受給申請支援
3. ビジネスソリューション事業
 - ・ 認定支援機関である税理士・公認会計士事務所の対応力向上を支援する「経営革新等支援機関推進協議会」
 - ・ アラカルト型人事労務クラウドソフト「オフィスステーション」シリーズの販売
4. 不動産賃貸事業
 - ・ 当社が所有するオフィスビルの賃貸
5. その他事業
 - ・ 連結子会社エフアンドエムネット株式会社のシステム開発事業
 - ・ パソコン教室の本部運営及びFC指導事業

(6) 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

大阪本社 : 大阪府吹田市
東京本社 : 東京都中央区
名古屋支社 : 名古屋市中村区
福岡支社 : 福岡市博多区
仙台支社 : 仙台市青葉区
札幌支社 : 札幌市北区
沖縄支社 : 沖縄県那覇市

② 子会社

エフアンドエムネット株式会社
本社 : 大阪府吹田市

(注) 一般社団法人マイナンバー推進協議会は、2022年3月25日付で清算いたしました。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
アカウンティングサービス事業	185 (51) 名	△3 (30) 名
コンサルティング事業	210 (45) 名	9 (28) 名
ビジネスソリューション事業	82 (50) 名	23 (1) 名
不動産賃貸事業	-(1) 名	-(1) 名
その他事業	97 (139) 名	25 (11) 名
全社	36 (13) 名	3 (2) 名
合計	610 (298) 名	57 (72) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前期末と比べて57名増加しましたのは、事業規模の拡大によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
523 (163) 名	30 (62) 名	38.0歳	7.7年

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 50,400,000株 |
| ② 発行済株式の総数（自己株式を含む） | 15,714,400株 |
| ③ 株主数 | 2,261名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
合同会社モリナカホールディングス	6,450,000株	44.20%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,111,900株	7.62%
エフアンドエム従業員持株会	700,448株	4.80%
光通信株式会社	656,500株	4.50%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	470,100株	3.22%
森中一郎	453,600株	3.11%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) （常任代理人 野村證券株式会社）	367,400株	2.52%
奥村美樹江	306,900株	2.10%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) （常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行）	306,158株	2.10%
小林裕明	119,800株	0.82%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,121,748株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況

(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 中 一 郎	エフアンドエムネット株式会社取締役 合同会社モリナカホールディングス代表社員
専務取締役	小 林 裕 明	営 業 統 括 管 掌
取 締 役	田 辺 利 夫	アカウンティングサービス事業担当
取 締 役	奥 村 美 樹 江	管 理 本 部 管 掌
取 締 役	原 田 博 実	コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業 担 当
取 締 役	山 本 武 司	営 業 顧 問
取 締 役	本 橋 信 次	エフアンドエムネット株式会社取締役会長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	西 川 洋 一 郎	エフアンドエムネット株式会社監査役
取 締 役 (監査等委員)	大 野 長 八	大 野 ア ソ シ エ ー ツ 代 表
取 締 役 (監査等委員)	宗 吉 勝 正	宗 吉 勝 正 税 理 士 事 務 所 所 長 株 式 会 社 上 組 社 外 監 査 役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)大野長八氏及び宗吉勝正氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)大野長八氏及び宗吉勝正氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・大野長八氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識に基づいて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・宗吉勝正氏は、税理士の資格を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
4. 当社は、取締役(監査等委員)大野長八氏及び宗吉勝正氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

③ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。なお、当該決定方針の内容については監査等委員会においても審議され、決議されております。

また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、監査等委員会における審議内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下の通りです。

a. 基本報酬に関する方針

各取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、当社の業績等を踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、職務執行状況等に応じて決定するものと定めております。

b. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役に支給する金額については、代表取締役社長 森中一郎に基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社の業績等を勘案しつつ、各取締役の職務執行状況等の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためです。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	6名	84百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	8百万円 （3百万円）
合 計 （うち社外取締役）	9名 （2名）	92百万円 （3百万円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第25期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名、取締役（監査等委員）の員数は3名です。
3. 無報酬の取締役（監査等委員を除く）が1名存在しております。なお、当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く）は7名、取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役は2名）であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）大野長八氏は、大野アソシエーツ代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）宗吉勝正氏は、宗吉勝正税理士事務所所長及び株式会社上組の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 大野 長八	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会8回の全てに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と経営に関する幅広い知見から、公正中立な監督・助言を行っております。また、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の内部監査について適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 宗吉 勝正	当事業年度に開催された取締役会15回のうち12回に、また、監査等委員会8回のうち6回に出席いたしました。税理士としての専門的な知識と経験から、財務・会計に関する客観的・中立的立場での監督・助言を行っております。また、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,300千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムを以下のとおり整備しております。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、信頼される誠実な企業であるために、コンプライアンスの統括責任者としてコンプライアンス担当取締役を任命し、全社的な取り組みを横断的に統括するコンプライアンス法務室を総務部の中に設置する。コンプライアンス・ホットラインによりコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努め、その運営にあたっては、公益通報者保護法を遵守し、通報者に不利益がないことを確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理・保存に関する統括責任者として担当取締役を任命し、文書管理規程に基づいて、取締役の職務執行に係る情報その他重要な情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、各々の担当職務に従い適切に保存しかつ管理する。取締役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとし、文書管理規程の改定については取締役会の承認を得るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社のリスクに関する統括責任者として担当取締役を任命し、リスク管理担当取締役を補佐する統括責任部署を総務部とし、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行う。リスク管理担当取締役は、必要に応じて全社的リスク管理の進捗状況と内部監査の結果を、取締役会及び監査等委員会へ報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の中から各取締役の職務執行の効率性に関する統括責任者として担当取締役を任命する。担当取締役は、各取締役の職務執行の効率性に関するレビューを行い、必要に応じてその結果を取締役会へ報告する。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団（グループ）における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、統括責任者として担当取締役を任命する。子会社を管掌する役員又は本部長は、当社及びグループ各社間での業務の適正確保に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等を行い、必要に応じて改善策の指導、実施の支援・助言を行うことができる。子会社を管掌する取締役又は本部長、及び子会社社長は、各部門の業務の適正を確保する制度の確立と運用の権限と責任を有する。子会社を管掌する取締役又は本部長は、子会社に対し子会社の取締役及び従業員の職務の執行に係る事項の当社への報告を求め、それらが効率的に行われること、法令及び定款に適合することを確保するとともに、損失の危険を監視し、業務の適正管理に努める。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項

監査等委員会は、必要に応じて取締役及び管理本部所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた管理本部所属の従業員は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、管理本部長等の指揮命令を受けないものとする。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底する。

9. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員、子会社の取締役、監査役、従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社の取締役及び従業員、当社の子会社の取締役、監査役、従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法については、取締役会と監査等委員会との協議により決定した方法によるものとする。

10. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、公益通報者保護法を遵守し、監査等委員会への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び従業員に周知徹底し、通報者に不利益がないことを確保する。

11. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、必要に応じて各業務執行取締役及び重要な各従業員からのヒアリングを行うことができるものとする。また、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催することができる。監査等委員会の過半数は社外取締役とし、対外透明性を担保するものとする。監査等委員会は、独自に意見形成するため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、法律事務所、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを積極的に活用することができる。

13. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除につき、反社会的勢力隔絶のための対策指針に明文化する。反社会的勢力対応部署を設置する。対応に際しては、代表取締役社長以下、組織全体として対応する。反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。また、不当要求の際には、民事と刑事の両面から法的対応を行い、対応する従業員の安全を確保する。反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

② 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制システムを次のとおり運用しております。

1. 取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的に監査等委員会設置会社の体制を選択しております。
2. 当期は定例を含め15回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
3. 全社員に対しては、WEBシステムによるコンプライアンステストを営業日に隔日で配信するなど、法令順守に向けた取り組みを継続的に実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も、中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき15円といたしたく、2022年6月28日開催の当社第32期定時株主総会に付議する予定です。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,475,122	流 動 負 債	2,781,211
現金及び預金	4,289,556	支払手形及び買掛金	8,282
受取手形、売掛金及び契約資産	980,615	未払法人税等	659,453
有価証券	100,000	賞与引当金	573,572
商品及び製品	2,601	その他	1,539,902
仕掛品	1,405	固 定 負 債	130,919
原材料及び貯蔵品	4,811	退職給付に係る負債	56,344
その他	110,233	負ののれん	911
貸倒引当金	△14,100	その他	73,662
固 定 資 産	6,577,025	負 債 合 計	2,912,131
有 形 固 定 資 産	2,625,785	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	1,177,912	株 主 資 本	9,084,859
工具、器具及び備品	166,245	資 本 金	989,650
土地	1,281,627	資 本 剰 余 金	2,168,059
無 形 固 定 資 産	2,540,525	利 益 剰 余 金	6,199,012
のれん	51	自 己 株 式	△271,861
ソフトウェア	2,357,774	その他の包括利益累計額	55,156
その他	182,699	その他有価証券評価差額金	55,156
投資その他の資産	1,410,714	純 資 産 合 計	9,140,015
投資有価証券	503,309	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,052,147
繰延税金資産	374,944		
滞留債権	30,778		
差入保証金	135,951		
保険積立金	382,812		
その他	8,995		
貸倒引当金	△26,077		
資 産 合 計	12,052,147		

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	高 額
売上		10,875,076
売上原価		3,526,512
売上総利益		7,348,564
販売費及び一般管理費		5,105,039
営業利益		2,243,524
営業外収益		
受取利息	1,195	
有価証券利息	4,982	
受取配当金	2,120	
保険手数料収入	267	
業務受託料収入	840	
除斥配当金受入益	663	
負ののれん償却額	181	
助成金収入	2,632	
その他の	1,619	14,503
営業外費用		
支払利息	25	
その他の	1,247	1,273
経常利益		2,256,755
特別利益		
固定資産売却益	18	
新株予約権戻入益	1,848	1,866
特別損失		
固定資産除却損	16	16
税金等調整前当期純利益		2,258,604
法人税、住民税及び事業税	833,924	
法人税等調整額	△123,547	710,376
当期純利益		1,548,227
親会社株主に帰属する当期純利益		1,548,227

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括 利益累計額 その他の有価証券 評価差額金	新 株 予 約 権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
当連結会計年度期首残高	957,421	2,135,830	5,072,695	△271,692	7,894,254	68,950	17,186	7,980,391
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当	—	—	△421,910	—	△421,910	—	—	△421,910
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	1,548,227	—	1,548,227	—	—	1,548,227
新株予約権の行使	32,228	32,228	—	—	64,457	—	△15,338	49,119
新株予約権の失効	—	—	—	—	—	—	△1,848	△1,848
自己株式の取得	—	—	—	△169	△169	—	—	△169
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	—	—	—	—	—	△13,794	—	△13,794
当連結会計年度変動額合計	32,228	32,228	1,126,316	△169	1,190,605	△13,794	△17,186	1,159,624
当連結会計年度末残高	989,650	2,168,059	6,199,012	△271,861	9,084,859	55,156	—	9,140,015

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 エフアンドエムネット株式会社

前連結会計年度において連結子会社でありました一般社団法人マイナンバー推進協議会は清算したため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

(イ) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

(ロ) その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・市場価格のない株式等

当社の商品は月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社の仕掛品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっており、貯蔵品は当社及び連結子会社とも最終仕入原価法による原価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3～42年
工具、器具及び備品	2～15年

- ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
均等償却によっております。
- ハ. 長期前払費用
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 当社及び連結子会社は従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、前払退職金、退職一時金及び選択制確定拠出年金を選択できる制度を採用しております。
退職一時金については、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
確定拠出年金制度については、要拠出額をもって費用処理しております。
- ⑤ 収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の、顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- ・ アカウンティングサービス事業
 - i) 経理代行サービス
主に個人事業主である会員顧客に対して経理代行サービスの提供を行っており、サービスの利用回数や従量に対し制約や制限等は無く、当社の履行義務は顧客がいつでもサービスを利用できる機会を提供することであると判断しております。そのため月額固定で発生するサービス利用料を各月の収益として計上しております。
 - ii) 業務受託
税理士事務所から顧客の確定申告に必要な情報確認及び書類回収等の業務を受託しております。契約の時点で必要となる履行義務を見積もり、当該履行義務の進捗割合に応じて収益を計上しております。
 - ・ コンサルティング事業
 - i) 情報提供サービス
会員企業に対して総務経理部門に対する各種の情報提供を行っております。サービスの利用回数や従量に対し制約や制限等は無く、当社の履行義務は顧客がいつでもサービスを利用できる機会を提供することであると判断しております。そのため月額固

定で発生するサービス利用料を各月の収益として計上しております。

ii) 補助金申請支援

「ものづくり補助金」や「事業再構築補助金」をはじめとした各種補助金の申請支援等における当社の履行義務は、申請書やその他提出書類のチェック及び精度を高めるためのアドバイス等であり、採択をもって履行義務が充足すると判断しております。そのため成功報酬については採択発表の属する月に収益を計上しております。

iii) 商品仕入販売

商品の仕入販売において、当社は第三者のために代理人として取引を行っているとして判断しております。そのため顧客から受け取る対価から他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

・ ビジネスソリューション事業

i) コンサルティングサービス

「経営革新等支援機関推進協議会」等の士業向けコンサルティングを行っております。サービスの利用回数や従量に対し制約や制限等は無く、当社の履行義務は顧客がいつでもサービスを利用できる機会を提供することであると判断しております。そのため月額固定で発生するサービス利用料を各月の収益として計上しております。

ii) ライセンス供与

「オフィスステーション」シリーズの販売において、販売経路を問わず、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質がライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である契約については、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利を販売する契約については一時点で収益を認識しております。

なお、上記の各事業の収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

⑥ のれん及び負ののれんの償却方法及び償却期間

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損処理)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

ビジネスソリューション事業に属する「企業・士業向けITソリューションの提供」（オフィスステーション事業）において、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行いました。事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額（1,918,715千円）を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度は、ビジネスソリューション事業に属するオフィスステーション事業において、マーケティング活動を幅広く行ったこと、またソフトウェアの積極的開発に係る減価償却費により、全社費用配賦後の営業損益が継続して損失を示しており、減損の兆候が認められております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となるオフィスステーション事業の事業計画においては、人事労務クラウドソフト「オフィスステーション」シリーズの市場シェア拡大による販売数量の増加、並びに市場需要の変化を見込んだ付加価値商材による販売単価上昇、また人事労務クラウド市場全体の成長を主な仮定としております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、収益の認識について主に次の変更が生じております。

(1) 商品仕入販売に係る収益認識

従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財の提供における役割を代理人と判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) オフィスステーション代理店販売に係る収益認識

従来は、代理店を通じた販売は一時点において収益を認識しておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を当社グループが行うことを顧客からも合理的に期待されているため、代理店を通じて販売する場合においても、ライセンスの供与期間にわたり知的財産にアクセスする権利を提供していると判断し、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積の影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計

方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は189,817千円、売上原価は37,672千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ152,145千円減少しております。また、利益剰余金の期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当社グループは、賃貸契約に基づき使用する賃貸物件については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期限が明確ではなく、移転等も予定されていなかったことから資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりませんでした。

当連結会計年度において、退去が発生したことに伴い合理的な見積りが可能となったため、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、資産除去債務は31,580千円と見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上しております。この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は1,658千円減少しております。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

当社グループでは、固定資産の減損処理等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響としては、翌連結会計年度の各事業セグメントにおいて、訪問を伴う営業活動については引き続き断続的に制限を受けることがあるものと考えております。その一方で商談等をオンラインで行うことが中小企業を含め広く受け入れられるようになったことで、対面に頼らない提案活動やサービス提供の方法を更に模索することでより効率的な活動が行えるものと捉えております。当社グループでは、この仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

1,250,173千円

(2)受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「11. 収益認識に関する注記 (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ① 契約資産及び契約負債の残高」に記載しております。

7. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「11. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	15,623,100株	91,300株	一株	15,714,400株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の行使による新株発行によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,121,664株	84株	一株	1,121,748株

(注) 自己株式の総数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	203,020千円	14円	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	218,890千円	15円	2021年9月30日	2021年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	218,889千円	15円	2022年3月31日	2022年6月29日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金や安定的に運用益を確保できる金融資産に限定し、また、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的の時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金は注記を省略しており、「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券及び投資有価証券	603,205	600,724	△2,480
資産計	603,205	600,724	△2,480

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	103

これらについては、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形、売掛金及び契約資産	980,615	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券（社債）	100,000	200,000	200,000	—
合計	1,080,615	200,000	200,000	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察ができないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	96,284	—	—	96,284

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 社債	—	504,440	—	504,440

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、大阪府において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルを所有しております。なお、当該賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の連結子会社を使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

当連結会計年度における賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他 (売却損益等)
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	109,927	78,037	31,889	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社を使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	2,049,361	△30,210	2,019,151	1,904,000

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は設備投資(25,291千円)であり、主な減少額は減価償却(55,501千円)であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

(注) 1	報告セグメント					その他 (注) 2	合計
	アカウント イングサー ビス事業	コンサルテ ィング事業	ビジネスソ リユーショ ン事業	不動産賃貸 事業	計		
①	66,638	1,605,704	608,123	—	2,280,466	138,026	2,418,492
②	3,597,269	3,217,433	1,424,444	—	8,239,147	107,334	8,346,482
③	3,663,907	4,823,138	2,032,567	—	10,519,614	245,361	10,764,975
④	—	—	—	110,101	110,101	—	110,101
⑤	3,663,907	4,823,138	2,032,567	110,101	10,629,715	245,361	10,875,076

(注) 1. 以下の情報を表しております。

- ① 一時点で移転される財及びサービス
 - ② 一定の期間にわたり移転される財及びサービス
 - ③ 顧客との契約から生じる収益
 - ④ その他の収益
 - ⑤ 外部顧客への売上高
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、連結子会社エフアンドエムネット株式会社のシステム開発事業、パソコン教室の運営及びFC指導事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「(4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約資産と契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	—
売掛金	521,411
	521,411
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	—
売掛金	954,098
	954,098
契約資産（期首残高）	23,160
契約資産（期末残高）	26,517
契約負債（期首残高）	190,642
契約負債（期末残高）	336,070

契約資産は、期末日時点で完了している契約のうち、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求の対価に対する当社グループの権利の残高であります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、連結計算書類上、「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は主に、当社グループがサービス提供を行う前に顧客から受け取った対価であり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、182,358千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は290,715千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から5年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	626円34銭
(2) 1株当たり当期純利益	106円23銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	106円13銭

13. 資産除去債務に関する注記

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループは、東京、名古屋、福岡、仙台、札幌、沖縄地域に支社等として賃借物件を使用しており、また、近畿圏にてパソコン教室として6店舗の賃借物件を使用しております。これらの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当連結会計年度における資産除去債務は、負債計上に代えて、当該賃貸契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する簡便的な方法によっております。

なお、使用見込期間は15年から20年と見積っております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	—
当連結会計年度の負担に属する償却額	1,658千円
期末残高	1,658千円

14. その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,374,622	流 動 負 債	2,768,140
現金及び預金	4,242,144	買掛金	8,220
受取手形、売掛金及び契約資産	929,584	未払金	594,789
有価証券	100,000	未払費用	330,877
商品及び製品	2,601	未払法人税等	656,947
原材料及び貯蔵品	4,802	未払消費税等	248,331
前払費用	73,308	契約負債	335,080
未収入金	10,518	預り金	97,007
その他	25,365	賞与引当金	483,235
貸倒引当金	△13,703	その他	13,651
固 定 資 産	6,879,405	固 定 負 債	130,685
有 形 固 定 資 産	2,592,268	退職給付引当金	55,130
建物	1,160,617	預り保証金	75,554
工具、器具及び備品	150,023		
土地	1,281,627	負 債 合 計	2,898,825
無 形 固 定 資 産	2,915,248	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	2,906,796	株 主 資 本	9,300,046
その他	8,451	資本金	989,650
投 資 そ の 他 の 資 産	1,371,888	資本剰余金	2,168,059
投資有価証券	503,309	資本準備金	370,149
関係会社株式	89,617	その他資本剰余金	1,797,909
出資金	1,710	利 益 剰 余 金	6,414,198
長期前払費用	100	その他利益剰余金	6,414,198
繰延税金資産	246,730	繰越利益剰余金	6,414,198
滞留債権	30,778	自 己 株 式	△271,861
差入保証金	135,951	評価・換算差額等	55,156
保険積立金	382,812	その他有価証券評価差額金	55,156
その他	6,955	純 資 産 合 計	9,355,202
貸倒引当金	△26,077	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,254,028
資 産 合 計	12,254,028		

損 益 計 算 書

（ 2021年4月1日から
2022年3月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		10,717,054
売 上 原 価		3,109,503
売 上 総 利 益		7,607,551
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,224,755
営 業 利 益		2,382,795
営 業 外 収 益		13,626
営 業 外 費 用		1,273
経 常 利 益		2,395,149
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	18	
関 係 会 社 清 算 益	2,915	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,848	4,781
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16	16
税 引 前 当 期 純 利 益		2,399,914
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	812,249	
法 人 税 等 調 整 額	△119,457	692,792
当 期 純 利 益		1,707,121

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	957,421	337,920	1,797,909	2,135,830	5,128,987	5,128,987
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△421,910	△421,910
当 期 純 利 益	—	—	—	—	1,707,121	1,707,121
新株予約権の行使	32,228	32,228	—	32,228	—	—
新株予約権の失効	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	32,228	32,228	—	32,228	1,285,211	1,285,211
当 期 末 残 高	989,650	370,149	1,797,909	2,168,059	6,414,198	6,414,198

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等 その他有価証券 評価差額金	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
当 期 首 残 高	△271,692	7,950,546	68,950	17,186	8,036,683
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△421,910	—	—	△421,910
当 期 純 利 益	—	1,707,121	—	—	1,707,121
新株予約権の行使	—	64,457	—	△15,338	49,119
新株予約権の失効	—	—	—	△1,848	△1,848
自己株式の取得	△169	△169	—	—	△169
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	△13,794	—	△13,794
当期変動額合計	△169	1,349,499	△13,794	△17,186	1,318,518
当 期 末 残 高	△271,861	9,300,046	55,156	—	9,355,202

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② 有価証券
- イ. 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
- ロ. その他有価証券
- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
- ③ 棚卸資産
- ・商品 月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～42年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
- 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
均等償却によっております。
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
均等償却によっております。
- ③ 長期前払費用
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 退職給付引当金 当社は、前払退職金、退職一時金及び選択制確定拠出年金を選択できる制度を採用しております。

退職一時金については、従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。確定拠出年金制度については、要拠出額をもって費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・ アカウンティングサービス事業

i) 経理代行サービス

主に個人事業主である会員顧客に対して経理代行サービスの提供を行っており、サービスの利用回数や従量に対し制約や制限等は無く、当社の履行義務は顧客がいつでもサービスを利用できる機会を提供することであると判断しております。そのため月額固定で発生するサービス利用料を各月の収益として計上しております。

ii) 業務受託

税理士事務所から顧客の確定申告に必要な情報確認及び書類回収等の業務を受託しております。契約の時点で必要となる履行義務を見積もり、当該履行義務の進捗割合に応じて収益を計上しております。

・ コンサルティング事業

i) 情報提供サービス

会員企業に対して総務経理部門に対する各種の情報提供を行っております。サービスの利用回数や従量に対し制約や制限等は無く、当社の履行義務は顧客がいつでもサービスを利用できる機会を提供することであると判断しております。そのため月額固定で発生するサービス利用料を各月の収益として計上しております。

ii) 補助金申請支援

「ものづくり補助金」や「事業再構築補助金」をはじめとした各種補助金の申請支援等における当社の履行義務は申請書やその他提出書類のチェック及び精度を高めるためのアドバイス等であり、採択をもって履行義務が充足すると判断しております。そのため成功報酬については採択発表の属する月に収益を計上しております。

iii) 商品仕入販売

商品の仕入販売において、当社は第三者のために代理人として取引を行っていると判断しております。そのため顧客から受け取る対価から他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

・ビジネスソリューション事業

i) コンサルティングサービス

「経営革新等支援機関推進協議会」等の士業向けコンサルティングを行っております。サービスの利用回数や従量に対し制約や制限等は無く、当社の履行義務は顧客がいつでもサービスを利用できる機会を提供することであると判断しております。そのため月額固定で発生するサービス利用料を各月の収益として計上しております。

ii) ライセンス供与

「オフィスステーション」シリーズの販売において、販売経路を問わず、ライセンスを顧客に供与する際の約束の性質がライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利である契約については、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利を販売する契約については一時点で収益を認識しております。

なお、上記の各事業の収益は、顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損処理)

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

ビジネスソリューション事業に属する「企業・士業向けITソリューションの提供」（オフィスステーション事業）において、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行いました。が、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額（2,317,442千円）を超えると判断したため、減損損失は計上していません。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①の金額の算出方法は、連結注記表「2. 重要な会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、収益の認識について主に次の変更が生じております。

(1) 商品仕入販売に係る収益認識

従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財の提供における役割を代理人と判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2) オフィスステーション代理店販売に係る収益認識

従来は、代理店を通じた販売は一時点において収益を認識しておりましたが、履行義務の識別及び充足時点について検討した結果、顧客が権利を有している知的財産に著しく影響を与える活動を当社グループが行うことを顧客からも合理的に期待されているため、代理店を通じて販売する場合においても、ライセンスの供与期間にわたり知的財産にアクセスする権利を提供していると判断し、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に表示しております。

この結果、当事業年度の損益計算書は、売上高は189,817千円、売上原価は37,672千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ152,145千円減少しております。また、利益剰余金の期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の見積りの変更)

当社は、賃貸契約に基づき使用する賃貸物件については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期限が明確ではなく、移転等も予定されていなかったことから資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上していませんでした。

当連結会計年度において、退去が発生したことに伴い合理的な見積りが可能となったため、原状回復費用及び使用見込期間に関して見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、資産除去債務は31,580千円と見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上しております。この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は1,658千円減少しております。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,196,263千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 5,991千円
- ② 短期金銭債務 382,109千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 営業取引高
- ① 売上高 20,365千円
- ② 売上原価 576千円
- ③ 販売費及び一般管理費 413,175千円
- (2) 営業取引以外の取引高
- ソフトウェアの取得 1,614,600千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,121,664株	84株	一株	1,121,748株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	34,470千円
賞与引当金	147,966千円
未払事業税	39,005千円
未払事業所税	2,899千円
未払費用	44,871千円
契約負債	1,549千円
投資有価証券評価損	8,172千円
土地固定資産税等相当額	1,874千円
減価償却超過額	2,520千円
退職給付引当金	16,881千円
その他	507千円

繰延税金資産小計	300,719千円
評価性引当額	△40,321千円
繰延税金資産合計	260,397千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△13,667千円
繰延税金負債合計	△13,667千円
繰延税金資産の純額	246,730千円

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	エフアンドエム ネット株式会社	所有 直接 100.0%	役員の兼任	ソフトウェア の取得 (注) 1 システム 保守料等 (注) 1	1,614,600 413,766	未払金	382,109

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、他の外注先との取引条件を勘案し、その都度交渉の上で決定しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 641円09銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 117円14銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 117円02銭 |

13. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書に記載の金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社エフアンドエム
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 寺 本 悟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 平 塚 博 路
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフアンドエムの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エフアンドエム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告

2022年5月16日

株式会社エフアンドエム
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 寺 本 悟
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 平 塚 博 路
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフアンドエムの2021年4月1日から2022年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

株式会社エフアンドエム 監査等委員会

常勤監査等委員 西 川 洋 一 郎 ㊟

監査等委員 大 野 長 八 ㊟

監査等委員 宗 吉 勝 正 ㊟

(注) 監査等委員大野長八及び宗吉勝正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第32期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は218,889,780円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条 (現行どおり)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

現任取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、さらなる経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	もり なか いち ろう 森 中 一 郎 (1961年2月13日生) 再任	1990年7月 当社設立 当社代表取締役社長(現任) 2000年9月 エフアンドエムネット株式会社取締役(現任) 2009年11月 合同会社モリナカホールディングス代表社員(現任) (重要な兼職の状況) エフアンドエムネット株式会社取締役 合同会社モリナカホールディングス代表社員	453,600株
<p>【選任理由】 当社の設立以来、代表取締役社長として当社の指揮を執り、株式の上場やグループ経営の推進など、企業価値向上に資する様々な経営課題に取り組んでまいりました。企業経営者としての豊富な経験・実績を有するとともに今後も強力なリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
2	こ ばやし ひろ あき 小 林 裕 明 (1961年7月25日生) 再任	1991年11月 当社入社 1999年4月 当社エフアンドエムクラブ事業本部長 1999年6月 当社取締役 2001年5月 当社営業全般管掌 2001年10月 当社アウトソーシング事業本部長 2002年4月 当社営業全般管掌 2004年6月 当社常勤監査役 2007年6月 当社取締役 2007年6月 当社エフアンドエムクラブ事業管掌 2008年4月 当社アウトソーシング事業管掌 2008年6月 当社常務取締役 2009年4月 当社営業統括管掌(現任) 2011年6月 当社専務取締役(現任)	119,800株
<p>【選任理由】 アウトソーシング事業(現、アカウントティングサービス事業)及びエフアンドエムクラブ事業(現、コンサルティング事業)といった、現在の当社のコア事業における豊富な経験を有しており、長年に亘り営業管掌として当社の発展に貢献してまいりました。1999年6月から当社の取締役を務め、経営に関する豊富な知見を有しており、今後もあらゆる局面における適切な経営判断が期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	た なべ とし お 田 辺 利 夫 (1960年12月7日生) 再任	1992年12月 当社入社 1999年4月 当社アウトソーシング事業本部長 1999年6月 当社取締役 2000年4月 当社アウトソーシング事業本部長 2001年5月 当社アウトソーシング事業管掌 2003年4月 当社アウトソーシング事業本部長 兼名古屋支社長 2005年4月 当社管理本部長 2007年6月 当社常勤監査役 2009年6月 当社取締役(現任) 2009年6月 当社管理本部長 2016年4月 当社アカウンティングサービス事 業担当(現任)	33,800株
<p>【選任理由】 当社の創業期より、現在のコア事業であるアウトソーシング事業の陣頭指揮を執ってまいりました。また、総務や法務部門の責任者や監査役を務めた経験から、企業のガバナンスに関しても豊富な経験と幅広い知見を有しております。当社グループにおける企業価値の更なる向上を推進するために必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	おく むら みき え 奥 村 美樹江 (1964年1月30日生) 再任	1990年7月 当社入社 1991年6月 当社取締役 2001年5月 当社内部監査室室長 2005年4月 当社アウトソーシング事業管掌 2006年6月 当社常務取締役 2008年8月 当社金融法人企画本部長 2009年6月 当社常勤監査役 2011年6月 当社取締役(現任) 2012年4月 当社管理本部管掌(現任)	306,900株
<p>【選任理由】 当社の設立とともに入社し、1991年6月から当社の取締役として経営に携わっており、また内部監査領域や管理部門の業務を担当するなど、当社の経営改善や業務効率化に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と知見を有することから、当社が今後も社会的責任を果たし、企業価値向上を実現するうえで適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	はら だ ひろ み 原 田 博 実 (1970年8月28日生) 再任	2000年9月 エフアンドエムネット株式会社入社 2001年5月 当社入社 2003年4月 エフアンドエムネット株式会社取締役 2003年4月 当社管理本部長 2005年4月 当社アウトソーシング事業本部長 2006年4月 当社マーケティング統括本部長 2006年6月 当社取締役 (現任) 2007年4月 当社タックスハウス事業本部管掌 2010年4月 当社エフアンドエムクラブ事業 (現 コンサルティング事業) 担当 (現任)	15,800株
	【選任理由】 入社以来、アウトソーシング事業をはじめとした多くの部門の責任者を務めるなど、豊富な経験・実績・見識を有しており、2006年6月からは取締役として経営に携わっております。同氏の事業戦略やマーケティングなどの分野における知見から、今後の当社グループ企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
6	やま もと たけ し 山 本 武 司 (1942年6月8日生) 再任	2002年4月 当社入社 2003年4月 当社東日本営業本部長 2004年9月 当社顧問 2006年6月 当社取締役 (現任) 2009年4月 当社営業顧問 (現任)	2,200株
	【選任理由】 入社以来長年に亘り、当社の営業部門の強化に尽力し、事業の収益拡大など企業価値の向上に大きく貢献してまいりました。2006年6月から取締役として経営に携わるとともに2009年4月からは営業顧問として、より俯瞰的な視点から当社グループの営業部門全体の底上げに尽力しております。当社グループの企業価値の向上を強力に推進するために適任であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。		
7	もと はし のぶ つぐ 本 橋 信 次 (1959年7月16日生) 再任	2000年9月 エフアンドエムネット株式会社入社 2003年4月 同社代表取締役 2011年6月 当社取締役 2018年6月 エフアンドエムネット株式会社取締役会長 (現任) 2020年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) エフアンドエムネット株式会社取締役会長	11,500株
	【選任理由】 当社のグループ会社であるエフアンドエムネット株式会社の代表取締役として経営の指揮を執るとともに、グループ全体のテクノロジー領域の統括を担当するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。今後も当社グループのIT戦略の策定・推進に適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
8	こ ばし えい じ 小 橋 英 治 (1973年11月14日生) 新任	1996年4月 当社入社 当社アウトソーシング事業配属 2000年4月 当社エフアンドエムクラブ事業部 長 2005年4月 当社管理本部経営企画部副部長 2008年8月 当社事業開発本部本部長 2018年4月 当社経営サポート事業本部本部長 (現任)	8,600株
	【選任理由】 現在の当社の基幹事業となる2事業を経験するとともに、複数の事業の立上げにも携わった実務経験を有しております。また、コンサルティング事業に属する経営サポート事業本部では長年管理者として事業運営に従事し、同事業本部を主要な収益基盤の1つに押し上げる等、当社の発展に大きく貢献してまいりました。これらの経験・能力を全社経営に活かすため、新たに取締役候補者といたしました。		

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を1名増員することとした。監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

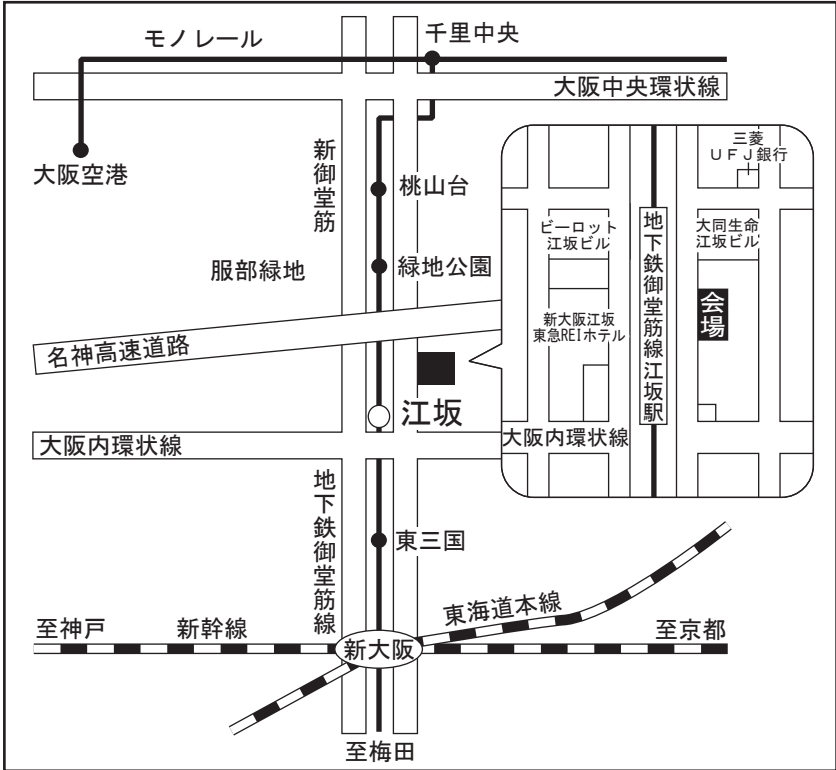
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
やま もと こう じ 山本浩二 (1954年12月28日生) 新任 社外 独立	1983年4月 香川大学商業短期大学部講師 1996年1月 大阪府立大学経済学部教授 2013年11月 大阪府入札監視等委員会委員長 2014年6月 テイカ株式会社社外監査役 2014年11月 大阪府指定出資法人評価等審議会会長 2015年7月 大阪府監査委員(現任) 2017年3月 大阪府立大学退職、名誉教授 2017年4月 大阪学院大学経営学部教授(現任) 2019年6月 テイカ株式会社社外取締役[監査等委員](現任) 2021年10月 大阪学院大学大学院商学研究科長(現任) (重要な兼職の状況) 大阪府監査委員 大阪学院大学経営学部教授 テイカ株式会社社外取締役[監査等委員] 大阪学院大学大学院商学研究科長	一株
【選任理由及び期待される役割の概要】 大学教授としての長年の経験から、会計やマネジメント・システムに関する専門的な知見を有しております。当該知見を活かして、特に業務の適切性及び会計の適法性について専門的な観点から取締役の職務執行の監督及び助言等をいただくことが期待できるため、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。 また、同氏が選任された場合は、役員報酬等の決定等や役員候補者の選任等について客観的・中立的立場で関与いただき、取締役会の運営の適正性等についても審議していただく予定です。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法での会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に執行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 山本浩二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 山本浩二氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 山本浩二氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 4. 山本浩二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内

[会場] 大阪府吹田市江坂町1丁目23番38号
F&Mビル7階 大阪本社セミナールーム



交通のご案内

- 地下鉄御堂筋線「江坂駅」②⑥号出口より徒歩約1分
 - 阪急「大阪梅田駅」、JR「大阪駅」より地下鉄乗り換え約9分
 - JR「新大阪駅」より地下鉄乗り換え約4分
- 大阪国際空港より車で約15分
- モノレール「大阪空港駅」より「千里中央駅」乗り換え約25分
- 関西国際空港よりJR特急はるかで「新大阪駅」まで約45分